

防府市消防本部ハラスメント相談窓口設置要綱

平成29年11月6日制定

(設置)

第1条 防府市消防本部にハラスメント相談窓口（以下「窓口」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 窓口は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防本部におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントなどのハラスメント（以下「ハラスメント」という。）に関する相談
- (2) 防府市消防本部ハラスメント等通報窓口との連絡調整
- (3) 山口県ハラスメント等相談窓口及び消防庁ハラスメント等相談窓口との連絡調整
- (4) その他ハラスメント等の相談に関する事務

(相談員)

第3条 窓口に、相談員8名以上を置く。

- 2 相談員は、男性及び女性をもって充てなければならない。
- 3 相談員は、弁護士などの第三者をもって充てることができる。

(相談の受付)

第4条 相談員は、消防職員及び当該職員と密接な関係を有する者（以下「消防職員等」という。）から相談を受けるものとする。

- 2 相談は、原則として面談により受けるものとし、これによりがたい場合は、電話、ファックス、電子メール等（以下「電話等」という。）による相談も受けるものとする。ただし、電話等による相談は、一次的な相談受付と踏まえ、概要を聴き、後に面談することが望ましい。
- 3 前項の面談は、相談者の同意を得て相談員2名で対応するものとする。
- 4 相談においては、原則として消防職員等の氏名、役職等を聞き取るものとするが、匿名での相談も可能な限り受け付けるものとする。

(相談員の遵守事項)

第5条 相談員は、窓口の業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏えいしないこと。相談員の職を退いた後も、また、同様とする。
- (2) 相談者の名誉、プライバシーその他人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (3) 相談内容を丁寧に聴き取った上で、必要な助言を行うこと。

(消防長の義務)

第6条 消防長は、消防職員に対し、窓口の存在を周知徹底するとともに、その利用を啓発することにより、消防職員等が容易に相談できるように十分配慮するものとする。

2 消防長は、消防職員に対し、相談後の取扱いを、あらかじめ明示しておくものとする。

(庶務)

第7条 窓口に関する庶務は、消防総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、窓口の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。